



3 基本目標

本計画が目指す社会を実現するため、基本理念に基づき、7つの基本目標を掲げて施策の推進に取り組みます。

基本目標Ⅰ あらゆる人権の尊重及びジェンダー平等の実現

だれもが性別に関わりなく自分の生き方を選択し、個性や能力を發揮しながら自分らしく生きることができるよう、固定的な性別役割分担意識を解消し、市民一人ひとりが互いを尊重し、認め合う社会の実現を目指します。

また、子どもの時から性差に配慮したジェンダー平等意識を育むことが重要であり、家庭や学校でのジェンダー平等教育を充実していくとともに、多様な学習機会の提供に努め、家庭・地域・職場などのあらゆる場でコーディネートができる人材の育成を目指します。さらに、性の多様性や性的マイノリティへの正しい理解を促進するための情報発信や意識啓発に努めます。

基本目標Ⅱ 暴力の根絶と困難を抱える女性への支援

【甲府市配偶者等からの暴力の防止及び被害者支援基本計画】

※「DV防止法」の規定に基づく「市町村基本計画」として位置づけています。

重大な人権侵害であるDV等に対応するため、DVや各種ハラスメントを許さない社会意識を醸成するとともに、相談窓口の周知や関係機関との連携強化など、DV等の被害者が相談しやすい体制づくりの構築に努め、被害者の早期発見・早期対応と自立支援を目指します。

また、高齢者や障がい者、ひとり親家庭など生活上の困難に陥りやすい人々に対して、相談や各種支援サービス等の環境整備を行い、あらゆる人々が安心して暮らすことのできる男女共同参画の視点に立った包括的かつきめ細やかな支援体制の構築を目指します。

基本目標Ⅲ すべての人の生涯にわたる健康づくり

生涯にわたり心豊かな暮らしを実現するために、性差に応じた健康課題に対応できるよう、女性特有の健康課題や、男女の互いの身体の機能や特徴についての正しい知識を普及し、リプロダクティブ・ヘルス/ライツの理解など市民のヘルスリテラシーの向上を図ります。

また、市民の健康づくりのための支援体制を充実し、すべての人の心身の健康を総合的に支援します。



基本目標Ⅳ すべての人がともに働き続ける職場づくり

だれもが社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野の活動に参画する機会が確保され、将来にわたり持続可能で多様性に富んだ活気ある社会を構築するために、法制度の周知・啓発や多様な働き方を選択するための情報提供に努めます。

また、女性が出産、子育て、介護等の理由により離職することなく、多様なライフスタイルに応じた働き方の選択ができるように、長時間労働の是正や男性中心型の労働慣行の変革など職場環境整備を促す施策に取り組みます。

基本目標Ⅴ ともに支え合う家庭づくり

家族全員で協力し合い、よりよい家庭について考え行動することは、男女共同参画社会を実現するための第一歩であることから、夫婦・パートナー同士が互いに対等な立場で、家庭生活に積極的に参画できるように支援します。

基本目標Ⅵ 男女共同参画によるまちづくり

社会のあらゆる分野において、男女共同参画の視点を取り入れられるよう、だれもが対等な立場で、様々な分野の地域活動や意思決定・方針決定過程へ参画できる環境づくりを進めます。

また、東日本大震災や近年日本各地で発生している豪雨などの大規模な災害の教訓から防災・減災への女性の視点が反映されることが重要となっており、男女共同参画の視点を取り入れた「防災」の取組について充実を図ります。

基本目標Ⅶ 男女共同参画社会を目指す推進体制づくり

男女共同参画社会の実現に向けて、諸問題の解決を図るため市民・事業者の協力を得ながら計画を推進します。

また、全庁的な行政課題として庁内のあらゆる部署が男女共同参画の視点を持って、それぞれに取組を進めます。